

施策推進協議会との関係

	越谷市障害者施策推進協議会	越谷市障害者地域自立支援協議会
根拠法令	障害者基本法第 26 条第 4 項	障害者自立支援法第 77 条第 1 項第 1 号
設置目的	障がい者に関する施策の推進を図る	相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するネットワークの構築を推進する
主な活動 内容	・障がい者計画の策定、推進にかかる協議、進捗管理 ・障がい福祉計画策定、推進にかかる協議、進捗管理 ・障がい者施設建設にかかる協議 ・その他障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進（施策についての協議・提案・提言など）	・困難事例等の検討・調整 ・関係機関による地域ネットワークの構築の推進 ・社会資源の情報の収集、開発・改善に関すること ・相談支援事業者等の運営評価、今後のあり方に関すること ・施策推進協議会への施策の提案等
委員構成	20 人以内	20 人以内
	・学識経験者 ・保健・医療・福祉に関する機関、障がい者福祉関係団体等の代表者 ・公募委員	・学識経験者 ・保健・医療・福祉に関する機関、障がい者福祉関係団体の実務者
開催の時期	・会長の召集により定期的に開催	・定例会…会長の召集により定期的に開催（年 2 回程度） ・専門部会…事務局の招集により開催（随時） ・事務局会議…相談支援事業所、市により定期的に開催（毎月） ・個別支援会議…事例発生時に関係者の招集により開催（随時）

越谷市障害者地域自立支援協議会構成団体一覧(案)

No.	委員構成	所属団体名	郵便	住所	役職	氏名	備考
1	相談支援事業所	医療法人 秀峰会					
		越谷市地域活動支援センター 有朋					
2		越谷市障害者生活支援センター					
3		精神障害者小規模生活支援センター「こしがや」					
4		埼玉葛南障害児(者)療育支援センター					
5	福祉サービス事業所	越谷市介護保険サービス事業者連絡協議会					
6		社会福祉法人 平徳会 知的障がい者更生施設 こしがや希望の里					
7	障害者団体	知的障害者の親の会					
8		やまびこ家族会					
10	関係行政機関等	越谷市					
11		教育委員会					
12		社会福祉法人 越谷市社会福祉協議会					
13		埼玉県立 越谷西特別支援学校					
14		埼玉県立 越谷特別支援学校					
		越谷市地域包括総合支援センター					
15		越谷市民生員児童委員協議会					
16	保健医療機関	社団法人 越谷市医師会					
17		社団法人 越谷市医師会					
18	学識経験者	埼玉県立大学					
19	その他の関係者	身体障害者相談員					
20		知的障害者相談員					

越谷市障害者地域自立支援協議会設置要綱(案)

(目的)

第1条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第1号に規定する相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するネットワークの構築を推進する中核的機関として、越谷市障害者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 障がい者等関係団体
- (4) 関係行政機関
- (5) 保健医療機関
- (6) 学識経験者
- (7) その他の関係者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

(協議事項)

第3条 協議会は、次の事項について協議を行う。

- (1) 困難事例等の検討・調整。
- (2) 関係機関によるネットワークの構築推進に関すること。
- (3) 社会資源の情報の収集・提供体制に関すること。
- (4) 委託相談支援事業者等の運営評価、今後のあり方に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

(役員)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって選出し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、協議会を代表し、会を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第6条 協議会は、専門の事項を協議するため必要に応じて部会を設置することができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、越谷市健康福祉部障害福祉課において処理する。ただし、社会

福祉法人等に委託して実施することができるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

1 この要綱は平成 年 月 日から施行する